

令和5年交通安全運動福島県推進要綱

1 目的

この運動は、「人優先」の交通安全思想を基本に、地域における県民等が自主的に連携・協力するネットワークを構築し、交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策に取り組むことにより、県民一人一人が相互理解と思いやりの気持ちを持つとともに、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心な福島県の実現に寄与することを目的とする。

2 推進期間

令和5年1月1日から12月31日までの1年間

3 年間スローガン

「 わたります 止まるやさしさ ありがとう 」

4 年間重点事項

◎ 特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) 子供の交通事故防止
- (3) 道路横断中の交通事故防止
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 自転車の交通事故防止と適正な利用の促進
- (6) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
- (7) 交差点・カーブ等における交通事故防止
- (8) ゆずりあい運転の実践

5 年間重点事項の推進方法

別紙1のとおり

6 主唱

福島県、福島県交通対策協議会

7 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

8 東日本大震災に関する対応

- (1) 避難者を受け入れている市町村は、関係機関・団体と連携し、避難者の交通事故防止に努める。
- (2) 被災市町村及び団体等は、避難先においても、交通安全活動を実施するとともに

に、交通関係団体の組織の再構築・存続に努める。

9 新型コロナウイルス感染症防止対策

本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じて運動等を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

10 運動の種類等

(1) 年間運動

運動の名称	運動期間	目的・実施方法など
交通安全マナーアップ運動	1年間	別紙2のとおり

(2) 各季の運動

運動の名称	運動期間	目的・実施方法など
新入学（園）児童・園児の交通事故防止運動	4月6日～12日の7日間	県対協幹事会で決定する。
春の全国交通安全運動	5月11日～20日の10日間	国の交通対策本部が決定した運動の重点による。
夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	7月16日～25日の10日間	県対協幹事会で決定する。
秋の全国交通安全運動	9月21日～30日の10日間	国の交通対策本部が決定した運動の重点による。
年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動	12月10日～1月7日の29日間	県対協幹事会で決定する。

(3) 期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間	目的・実施方法など
自転車安全利用強化月間（自転車月間）	5月1日～31日（31日間）	自転車利用者に対する交通ルール遵守意識の高揚を図る。
シートベルト着用強化月間	6月1日～30日（30日間）	シートベルト着用率100%を目指す。
PM4（ピ-エム-フォー）ライトオン運動	11月1日～2月28日（120日間）	運転者の午後4時からのライト早め点灯、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）の使用の実践・推進

(4) 日を定めて行う運動

運動の名称	運動期間	目的・実施方法など
交通事故ゼロ・歩行者優先の日	毎月1日	・子供や高齢者等に対する思いやり運転の実践 ・ノーマイカーデーへの参加協力
シルバー交通安全の日	毎月15日	家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教育などの実施
踏切事故防止の日	毎月23日	・踏切事故防止のための指導 ・広報活動の推進 ・安全点検などの推進
交通安全話し合いの日	毎月第3日曜日	・交通安全に関する話し合いの推進 ・交通安全家庭のちかひの推進
交通事故死ゼロを目指す日	国の交通対策本部の決定による。	国の交通対策本部の決定による。

別紙 1

年間重点事項の推進方法

◎ 特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」

第11次福島県交通安全計画（令和3年～令和7年）においては、交通事故死者数を計画期間内に「50人以下」にすることを目指している。令和3年には年間死者数が49人となり計画初年で目標を達成したものの、令和4年は死亡事故が短期間に続発し、交通死亡事故多発地域警報、同注意報、同全県警報を立て続けに発令する事態となった。このように死亡事故の発生に歯止めがかからない傾向が見られ、一転して増加に転じることも懸念されたことから、昨年を引き続き、「交通死亡事故の抑止」を特別重点事項として、年間を通じて交通安全運動に取り組むこととする。

(1) 高齢者の交通事故防止

交通事故死者に占める高齢者の割合が依然として高い状況にあることを踏まえ、高齢者及び一般運転者への交通安全意識の浸透を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全を呼びかけるなどきめ細かな交通安全活動の推進を図る。

ア 高齢歩行者等対策

- (ア) 交通事故の実態に応じた街頭指導・個別訪問指導、参加・体験・実践型の交通安全教室などの開催を推進し、高齢者自身が、目立つ色の服装、夜光反射材用品の着用や近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることとし、その際は手をあげるなどして運転手に対して横断する意思を明確に伝える等、「自分の安全は自分で守る」という安全意識の浸透を図る。
- (イ) 高齢者に対する交通安全指導者を各地域に養成し、老人クラブ活動などあらゆる機会をとらえた実践的で身近な交通安全教育活動を推進する。また、高齢者自身が交通安全ボランティア活動のリーダーとして、高齢者間の相互啓発を行い、安全意識の高揚を図る。
- (ウ) 毎月15日の「シルバー交通安全の日」に合わせ、広報・啓発活動を実施する。
- (エ) 家庭や地域においては、高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ますよう促し、夕暮れ時や夜間に外出する際は、交通事故に遭わないよう一声かけたり、運転者から発見されやすいよう明るい目立つ色の服装及び、夜光反射材用品や懐中電灯等（以下、「夜光反射材用品等」という。）の活用を呼びかけるなど、安全意識の高揚を図る。
- (オ) 高齢者が自転車を利用する際は、交通ルールの遵守やヘルメットの着用を呼びかけるほか、高齢者を対象とした自転車シミュレータやスタントマンが交通事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、自転車の安全利用を図る。
- (カ) はいかい癖のある方や認知症り患者等交通事故に関与するおそれのある高齢者について、地域包括支援センター等福祉機関や関係機関・団体と情報共有を図るとともに、高齢者福祉施設については、適正な施設の管理や所在不明高齢者の早期通報を呼びかけ、交通事故防止を図る。

イ 高齢運転者対策

- (ア) 交通事故の防止・被害軽減に役立つ「衝突被害軽減ブレーキ」、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」などの安全装置を搭載した安全運転サポート車を活

用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催するなど、その普及啓発を図る。

- (イ) 高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室などにより、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるとともに、能力に応じたゆとりのある運転を実践できるよう呼びかける。
- (ウ) 運転に不安を感じるようになったり、自信がなくなったという高齢運転者には、家族などと運転免許証の自主返納について話し合う機会を設けるよう働きかけるほか、地元企業等の協力を得ながら、運転免許証自主返納者支援事業「運転卒業サポート」を活性化させるなど、運転免許証を返納しやすい環境整備に努める。
- (エ) 安全運転相談窓口#8080（シャープハレバレ）の周知を図る。

ウ 一般運転者対策

- (ア) 高齢者の行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、高齢歩行者、電動車いすの利用者、自転車利用者を保護するため、生活道路等では速度を控えめにするなど、思いやりとゆずりあい運転の実践を呼びかける。
特に、横断歩道付近で高齢歩行者等を見かけたら速度を落とし、横断しようとする高齢歩行者等がいれば、その通行を妨げないよう必ず一時停止して、歩行者の保護の徹底を図る。
- (イ) 夕暮れ時や夜間における高齢者の道路横断中の事故が多発していることから、横断者を早く発見するため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がいなく上向きライト（ハイビーム）使用の定着を図る。
- (ウ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けた車両や高齢運転者を見かけたら、思いやり運転に心がけ、車間距離をとり、急な進路変更等を慎むよう呼びかける。

(2) 子供の交通事故防止

子供が交通ルールを守る規範意識や他者への思いやりなどを身に付けさせ、健全な交通社会の構築に向け将来を見据えた交通安全教育を推進する。

幼児・児童・生徒の自転車乗用時における乗車用ヘルメットの着用と、幼児を幼児用補助いすに乗せる場合のヘルメット及びシートベルト着用等の安全利用の促進を図る。

ア 子供の交通安全教育

- (ア) 家庭においては、交通事故に遭わないよう子供に注意を促すとともに、一緒に外出する際、道路の安全な通行方法を指導するなど、的確な判断と安全な行動ができる子供を育成する。
- (イ) 大人自身が規範意識を確立し、子供の手本となるよう正しい交通ルール・マナーを実践するよう呼びかける。
- (ウ) 学校においては、家庭・地域及び関係機関・団体と連携を図りながら、日常の教育活動のあらゆる場面において、交通安全教育を計画的・継続的に行う。
特に、飛び出しや自転車事故（加害事故の防止を含む。）など、子供の交通事故の特徴に対応した実践的な交通安全教育の推進を図る。

イ 子供の誘導・保護活動の推進

- (ア) 地域においては、ボランティア団体等との連携を図り、交通教室や街頭指導活動を積極的に推進し、交通ルールとマナーに従った安全行動を実践させる。

特に、子供・父母・祖父母等世代間交流により、各世代が交通安全について、互いに注意を呼びかける場を設けるなど、効果的な交通安全教育及び普及啓発活動の推進に努める。

- (イ) 運転者に対し、子供の行動特性や交通事故の特徴を十分認識させ、生活道路等における減速運転など、思いやりとゆずりあい運転を実践させる。

特に、横断歩道等の付近で子供を見かけたら、急な飛び出しなどに注意し、速度を落とし、横断歩道等を横断しようとする子供を見かけたら、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等保護の徹底を図る。

ウ 通学路等における安全環境整備の推進

子供の通行の安全を確保するため、関係者を交えて、危険箇所の把握及び周知を図り、通学路・通園路の整備を推進する。

(3) 道路横断中の交通事故防止

令和4年に本県において実施された信号機のない横断歩道において横断しようとする歩行者がいた場合の自動車の一時停止率は、55.3パーセントと前年全国20位から9位へと大幅に上昇したものの、依然として約半数の自動車が一時停止をしていない。横断歩道を横断する歩行者がいれば、必ず一時停止しなければならないことはマナーではなくルールであることを周知徹底し、道路横断中の交通事故防止を図る。

ア 運転者対策

自動車運転者は、横断歩道の付近で歩行者を見かけたら速度を落とし、横断歩道を横断しようとする歩行者がいれば、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等の保護の徹底を図る。

また、夕暮れ時や夜間は、道路横断中の歩行者等を早めに発見するため、早めにライトを点灯するとともに、対向車や先行車がいなく上向きライト（ハイビーム）の使用により、横断歩行者等被害の交通事故防止を図る。

イ 歩行者等対策

歩行者や自転車利用者に対し、信号機が青色で横断歩道を渡る場合も、通行する車の有無など、必ず左右の安全確認を行い、無理な横断を絶対にしないよう呼びかける。

また、道路を横断する際、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を横断するよう呼びかけるとともに、横断時には手をあげるなどして、横断する意思を運転者に明確につたえるよう呼びかける。

ウ 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、横断歩道等における一時停止など交通ルールの遵守と歩行者等保護の徹底を図る。

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

四輪車乗用中の死傷者のシートベルトの着用率は、負傷の程度が大きくなる程低いことから、シートベルトとチャイルドシートの着用義務と交通事故発生時の被害の防止・軽減効果について周知徹底を図り、着用率100パーセントを目指す。

ア 運転者・同乗者の対策

運転者は、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全員に正しい着用を徹底させる。特に、幼児を乗車させる場合は、体格にあったチャイルドシートを正しく使用する。

イ シートベルトとチャイルドシート着用徹底の推進

- (ア) 家庭においては、シートベルトとチャイルドシートの着用効果・必要性について話し合い、交通安全意識の向上を図る。
- (イ) 地域・職場においては、シートベルトとチャイルドシートの着用徹底について効果的な広報活動を強力に推進するなど、あらゆる機会・媒体を通じて、地域・職場ぐるみの着用強化運動を展開する。
- (ウ) 学校等では、幼児・児童・生徒に対し、チャイルドシートとシートベルトの正しい着用について指導し、保護者に対しては着用義務について周知を図る。
- (エ) 妊娠中の方には、産婦人科医の指導に基づいたシートベルトの着用を呼びかける。

ウ 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、着用の徹底を呼びかける。

(5) 自転車の交通事故防止と適正な利用の促進

依然として、自転車の右側通行や一時停止場所での不停止、スマートフォンを使用しながらの走行等が多く見られる状況をかんがみ、利用者の交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの理解・向上の推進を図る。

また、令和3年10月12日施行の「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の下、関係機関団体と連携し、様々な媒体を用いた広報啓発や街頭啓発活動を通して交通安全教育、点検整備・安全器具の使用、保険加入等の基本的な事項について県民に分かりやすく周知する。

さらに、令和4年の改正道路交通法に基づき令和5年4月1日から施行される、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、ヘルメット着用を呼びかける。

ア 自転車利用者対策

「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールの遵守、安全な自転車の利用の他、特に、全ての自転車利用者のヘルメット着用を呼びかける。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメット着用

イ 自転車の安全で適正な利用に関する指導の推進

- (ア) 学校等においては、「交通安全学習資料」を活用し、正しい利用などについて指導するとともに、自転車シミュレータ等を活用した危険予測トレーニングを実施する。特に、高校生などの自転車通学者に対しては、定期点検や天候に応じた安全な利用の実際的な指導を行うとともに、街頭指導等を通じて効果的に安全利用を呼びかける。また、自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険に関する情報提供を行う。
- (イ) 職場においては、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を行い、自転車通勤者等への交通安全教育、保険加入の確認や情報提供、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図る。
- (ウ) 地域においては、通学・通勤時間帯を重点に、利用者に対する交通安全指導や保護誘導活動を推進する。
- (エ) 運転免許証自主返納後の交通手段や電動アシスト自転車の普及により、高齢者が自転車を利用する機会が多くなり、事故被害のリスクも高くなることから、高齢者の自転車利用者に対するヘルメット着用を含めた指導を強化する。

ウ 安全で快適な自転車通行環境の整備

自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性を確保できるよう自転車通行環境の整備を推進する。

(6) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など、悪質・危険な運転によって重大な交通事故が引き起こされている現状を踏まえ、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた指導活動を推進するとともに、運転者としての責任を自覚させ、常に安全運転を実践するよう指導を強化する。

ア 運転者対策

- (ア) 自動車運転者は、悪質・危険な運転が重大な事故を引き起こしていること、また、悪質・危険な運転に対する社会からの批判が大きいことを十分認識するとともに、運転者としての責任を自覚し、安全運転を実践する。
- (イ) 家庭においては、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転が重大な事故を引き起こしていることや、運転免許取得又は更新時に一定の病気等の症状に関することは正しく申告するなど、運転者としての社会的責任等について話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。

イ 安全教育の推進

- (ア) 地域、職場においては地域ぐるみ、職場を挙げて、飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転など悪質・危険な運転及びそれらを助長する行為の根絶を訴える。また、セーフティチャレンジ事業等への参加を通じ、運転者としての責任を自覚させ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するよう安全指導を推進する。
- (イ) 高速道路における交通事故は重大な事故となる危険性が高いことを十分認識し、特に安全な運転を心がけるよう指導する。
- (ウ) 運転中は携帯電話の操作や画面の注視をしないなど、安全な使用方法について指導する。また、運転中にカーナビの操作やテレビの視聴を行わないよう指

導する。

ウ 交通環境の安全と平穩の確保

- (7) 地域においては、速度超過などの悪質・危険な運転や爆音走行などの暴走行為を許さない環境づくりに努める。
- (1) 事業者等は、暴走行為を助長する自動車部品の販売自粛、車両の不正改造の拒否、不法改造車への給油拒否に努める。

エ 飲酒に伴う交通事故防止対策

- (7) 飲酒を伴う会合などでひどく酒に酔った人がいる場合は、その人を確実に家まで送り届けるなど、路上寝込みによる交通事故の防止を図る。
- (1) ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝込んでいる人を見かけた際は、速やかな110番通報を呼びかける。

(7) 交差点・カーブ等における交通事故防止

事故が多発する交差点やカーブ（交通事故危険箇所）等では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより交通事故防止を図る。

ア 運転者等対策

- (7) 運転者は、交差点やその付近での安全確認を徹底する。特に、黄色信号の場合は原則として、車両などは停止しなければならない（イエローストップ）ことを認識し、無理な進入を避けるなど危険な運転をしないよう心がけるとともに、一時停止標識等を見落とさないよう十分注意して、出会い頭の事故防止に努める。

また、カーブに進入する際の事前のスピードダウンとカーブの陰になった部分の危険予知を行い、安全な速度と方法で通行することを心がける。

- (1) 家庭においては、運転者や歩行者の立場から、交差点やカーブ付近における危険性について家族全員で話し合い、無理な横断や信号無視等危険な行為はしないことを確認し、実践する。
- (ウ) 交差点等での追突事故を防止するため、運転者は、十分な車間距離を保持し、脇見・漫然運転や「だろー運転」をせず、前車の状況を注視するとともに、自分の心身状態などにも注意を払い、安全運転に努める。

イ 危険箇所に関する情報共有と環境の整備

- (7) 学校においては、交差点やカーブの安全な通行方法を指導するとともに、学校周辺の事故多発交差点の所在を児童生徒や保護者等に周知させる。
- (1) 地域、職場においては、「ヒヤリ地図」の作成などを通じて、交通事故危険箇所の所在を周知させる。
- (ウ) 交通事故危険箇所の事故発生要因及び事故防止対策について現地調査を行い、改善に向けた対策を推進する。

(8) ゆずりあい運転の実践

交差点通行時、合流時、車線変更時等の場面で他の車両に道を譲らず、トラブルや交通事故が起きていることから、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により、思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転の浸透を図る。

ア 運転者等対策

- (ア) 運転者は、交差点通行時、合流時、車線変更時等に他の車両に道を譲る、右左折や進路変更の際、早めに合図を出して他者に知らせるなど、相手を思いやるゆずりあい運転を実践する。
- (イ) 自転車利用者は、交差点通行時や敷地内から歩道を横切る際、手前でスピードを落とし、歩行者を思いやるゆずりあい運転を実践する。
- (ウ) 子供のいる家庭においては、毎月第3日曜日の交通安全話し合いの日などにおいて、家族間で交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することの大切さについて話し合い、保護者は自ら子供の手本となるよう実践する。

イ 広報・啓発活動

広報媒体（広報紙（誌）、広報車、防災無線、情報掲示板等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践による思いやりの気持ちを持ったゆずりあい運転の浸透を図る。

別紙2

交通安全マナーアップ運動

1 運動の目的

令和5年交通安全運動福島県推進要綱の趣旨に基づき、関係機関・団体が一体となって、県民全ての交通ルールの遵守を基本とした交通マナーの向上と交通事故防止対策の推進を図る。

2 運動の内容

(1) 歩行者、自転車利用者のマナーアップ運動

内 容 等	主たる推進機関・団体
<p>ア 家庭におけるマナー教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通ルールを守り、安全行動を実践する。 ・ 外出するときは事故に遭わないよう注意喚起する。 ・ 夜間の外出は明るい目立つ色の服装、夜光反射材用品等を活用する。 	<p>全機関・団体、市町村</p>
<p>イ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛び出しや自転車事故等、子供の事故の特性に対応した交通安全教育を推進する。 	<p>教育委員会、警察、市町村、交通安全母の会</p>
<p>ウ 街頭におけるマナー教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通ルールとマナーに従った交通安全行動を実践する。 	<p>警察、市町村、交通安全協会、交通安全母の会、交通教育専門員、老人クラブ</p>
<p>エ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい安全な道路横断等を実践する。 ・ 「自転車安全利用五則」を遵守する。 	<p>県、警察、教育委員会、市町村、交通安全母の会、交通教育専門員、老人クラブほか全機関・団体</p>
<p>オ 高齢者のマナー教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出する際は、用件はなるべく日中済ませ、夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や、夜光反射材用品等を活用する。 ・ 道路を横断するときは手をあげるなどして横断する意思を明確に運転者に伝えるなど、正しく安全な方法で実践する。 	<p>県、警察、市町村、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブ、高齢者福祉施設等</p>

(2) 運転者のマナーアップ運動

内 容 等	主たる推進機関・団体
<p>ア 子供や高齢者などへの思いやり運転の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供や高齢者を見かけたら、減速して十分に安全確認を行うなど慎重な運転を行い、思いやりのある運転と危険を予測した運転を心がける。 ・ 横断歩道等の付近で歩行者等を見かけたら、速度を落とし、横断歩道等を渡ろうとする歩行者等を見かけたら、通行を妨げないよう必ず一時停止をして、歩行者等保護の徹底を図る。 	全機関・団体、市町村
<p>イ シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車の際はシートベルトを正しく着用し、また、後部座席も含めた同乗者全員にシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。 	全機関・団体、市町村
<p>ウ 早めのライト点灯と対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）の使用の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、歩行者・自転車を早期に発見するため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないときの上向きライト（ハイビーム）を使用する。 	全機関・団体、市町村
<p>エ スピードダウン（速度抑制）の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な速度を心がける。 ・ 交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とす。 ・ エコドライブの実践を心がける。 	全機関・団体、市町村
<p>オ 飲酒運転や無免許運転などの根絶と飲酒が関与する交通事故の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転や無免許運転など悪質・危険な運転は絶対にしない。 ・ 運転をする者には飲酒を勧めない。 ・ 車両提供や同乗行為をしない。 ・ 会合等でひどく酒に酔った人がいる場合は、責任を持って自宅まで送り届ける。 	全機関・団体、市町村
<p>カ 運転中の「ながら運転」禁止の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中は携帯電話やカーナビを操作しない。 ・ 携帯電話やカーナビを操作するときは、安全な場所に停車してから操作する。 	全機関・団体、市町村
<p>キ 「ゆずりあい運転」の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点通行時、合流時、車線変更時等においては、他の車両に道を譲るなど、相手を思いやり、ゆずりあいの精神を浸透させ、マナーの向上を図る。 	全機関・団体、市町村